

裁判員経験者との意見交換会議事録

日 時 平成26年3月4日（火）午後2時から午後4時05分まで
場 所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 笹野明義（函館地方裁判所長）
法曹出席者 佐藤卓生（函館地方裁判所刑事部総括判事）
佐藤慎也（函館地方検察庁検事）
葛西秀和（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員経験者 6人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者4人

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者（笹野所長）

函館地方裁判所長の笹野でございます。裁判員経験者の皆様には、お忙しいところ、また遠いところをこの意見交換会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

平成21年5月の裁判員裁判施行後、5年近くが経過しまして、函館地裁でも、その間、26件の判決がなされています。

本日はそのうち4件の事件を担当していただいた6名の裁判員経験者の方にお越し頂きました。皆様には率直な御意見、御感想をお聞かせいただきまして、市民の方々にお伝えするとともに、よりよい裁判員裁判の運営のために生かしていきたいと考えております。忌憚のない御発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日、この意見交換会に参加していただいております裁判員経験者の皆様を御紹介いたします。

まず1番の方には、被告人が親を殺害した殺人の事件を担当していただきました。この事件は、3日間実施されました。

次に2番と3番の方には、被告人が家族と住んでいる自宅に放火したという現住建造物等放火の事件を担当していただきました。この事件は3日間実施されました。

4番と5番の方には、親に対する傷害致死の事件を担当していただきました。この事件は、3日間実施されました。

最後に6番の方には、インターネットで知り合った女性に対する強姦致傷の事件を担当していただきました。この事件は、4日間実施されました。

これからは、それぞれ裁判員経験者の方を1番の方とか2番の方と御紹介しながら御意見をいただきたいと思っております。

次に、本日参加しております法曹関係者の皆様にも簡単に自己紹介と裁判員裁判に参加しての感想等も併せてお話いただきたいと思っております。まず佐藤検察官からお願いいたします。

佐藤検察官

函館地検の検事の佐藤と申します。私は皆さんが担当された裁判の中では、2番

と3番の方が担当された放火の事件，それから4番と5番の方が担当された傷害致死の事件，それから6番の方が担当された強姦致傷の事件について，検察官として担当させていただきました。今日は皆さんの生のお話を聞ける貴重な機会ということで，楽しみにして参りました。どうぞよろしく申し上げます。

司会者（笹野所長）

では次に葛西弁護士申し上げます。

葛西弁護士

函館弁護士会の弁護士の葛西と申します。今日は残念ながら私が担当した裁判員裁判事件の裁判員の方はいらっしゃっておられないようなので，他の弁護士が担当した事件について，私も勉強させていただくつもりで，いろいろお話を伺えればよいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者（笹野所長）

それでは佐藤裁判官，申し上げます。

佐藤裁判官

函館地裁刑事部の裁判官の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。昨年の9月に函館に参りまして，裁判員裁判をこれまで3件経験しております。今日お越しの裁判員の方の中では，6番の方と御一緒させていただきましたけれども，裁判員裁判はまだこれからいろいろと検討を重ねていかなければならない事項がたくさんございます。今日はいろいろ御意見をお伺いして今後に役立てていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司会者（笹野所長）

最後になりましたが，函館地方裁判所所長の笹野でございます。よろしくお願ひいたします。私も裁判はどちらかと言ひますと刑事事件を担当してまいりまして，前々任庁の大阪地裁で10件，前任庁の京都地裁で22件，裁判員裁判を裁判長として経験してきました。今日またこういう形で裁判員のみなさんとお話を出来るということを楽しみにして参っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【 選任手続についての感想・意見等 】

司会者（笹野所長）

では早速ですが，裁判員経験者の皆様に裁判に参加されての感想，あるいは御意見などを伺っていきたくと思ひます。

手続の流れに沿ひまして，まず選任手続についてですが，この関係で，1点お聞きしたいと思ひます。

選任手続と申しますのは，もともとその前に，名簿に載ったということで，お知らせが届いたと思ひます。その中から，個別の事件ごとに，裁判員になっていただく候補者を選びまして，何十人かの方に通知を出して，裁判所においでいただきます。その中でいろいろな質問をさせていただいたり，いろいろな順序を踏んで最終的にくじで抽選して，裁判員6名，それから補充裁判員が1名から3名選任される流れとなっております。その選任手続についてお伺ひしたいのですが，函館地裁では，以前は，午前中の選任手続に引き続いてその日の午後から裁判を始めるやり方

をしておりましたが、昨年7月からは、裁判の期日を選任手続の次の日から始めるやり方に変更しました。したがって、今日おいでいただいている方の中では、1番の方につきましては、初日の午前中に裁判員に選ばれて、その日の午後からすぐに裁判が始まる流れでした。2番から6番の方につきましては、初日はお昼でお帰りいただいて、裁判は次の日の朝から始まるスケジュールになっておりました。なお、最近では、またやり方がちょっと変わって、週の後半の木曜日か金曜日を選任手続をして、週明けの月曜日から裁判を始めるやり方もしておまして、また、選任手続も午前ではなく午後から始めるという運用も検討しております。

これにつきましては、家族や職場に連絡したりする心の準備をする時間があつた方がいいという御意見もあると思いますし、逆に裁判所に来るのは1日でも少ない方がいいという御意見もあるかと思つています。実際に経験されていかがだったか、そのあたりから御意見をお聞かせいただきたいと思つています。

1番の方、いかがでしょうか。

1番

最初選ばれたときは、行ったらもう決まりなのかなと思つて来たらかなりの人数の方がいて、その中からくじ抽選で当たつたので、かなりびっくりしました。また、函館にいましたが、裁判所に初めて来たので、かなり緊張しました。やはり、終わつてみたら、私の場合は午後から始まつての3日間だったのですけれども、初めは戸惑いました。考えることもとても多くて、家に帰つてもやっぱり考えてしまつたりしたのですが、結果的にはいい経験をさせていただいたなと思つて終わることができました。ありがとうございました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。1番の方の場合には午前中に選任して午後からすぐに裁判が始まるということで、あるいは緊張されたまま入られたということかも知れないのですが、逆に言いますと、別の日にすると、もう1日余分に来ていただかないといけなかつたわけですよ。どちらがいいかなというあたりの御意見はございますか。

1番

私は勤めていないので、別に午後からでも構わないのですが、結構他の皆さんが勤めていたので、決まつた瞬間、職場への連絡とかで慌ただしくしてしまつた。みんな大変そうだったので、働いている方には午前で決まつて午後はつらいかなとは思つています。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。では2番の方、お願いします。

2番

選任手続に関しては午前中ということで、僕は市外なので、裁判所に来たことがなくて場所もよく分からず、子どもたちもいたので、来るのが大変だったかなという印象でした。選任が決まつまして、一応あらかじめ、もし選ばれたときのために、休みは職場で取つてきた形ではあつたのですが、来てみると結構な人数で、ま

さか選ばれるとは思っていなかったなので、選ばれて非常にびっくりしたところですね。その日のうちに裁判が始まるのではなく、僕たちの場合は翌日からということだったので、やっぱり心の準備ができましたし、家に帰ってから、数日間どうするかということを家族で相談できたので、間があいたということで良かったなと思います。

司会者（笹野所長）

先ほど申しましたけれども、選任手続と公判期日を一緒にすると休みを取っていただく日が一日減るというメリットがあるのですが、それとの比較はいかがですか。

2番

やはり職場が自営業なら自営業で大変でしょうし、僕は勤め人なのでなかなか長期の休みを取るのには難しいので、時間的には短い方がいいかなとは思っています。

3番

私の場合は2番の方と同じで、午前中に選任手続で選ばれて、翌日から裁判に入るという形でした。30人ほど選任のときにいたので、まさか自分に当たるとは思っておらず、とんでもないものに当たったなというのが第一印象でした。次の日から来たのですけれども、6人の方と、もう一人予備の方で、裁判長の説明などを受けたのですけれども、非常に分かりやすい内容だったと私は思っています。なんとか務めることができましたけれども、本当にいい経験をさせてもらったと思います。

4番

自分も一応会社員ですが、自分の裁量の中で日程が組めますので、たまたま日程がちょうどいい具合になって前日に選ばれて、日程が自分の制限の中でできていたということもあって、本当に今回はすばらしい経験をさせていただいたし、もっとみんなが周りの方々に裁判員裁判というのはこういうものなんだということを伝えるべきですし、自分も家族にこういうものなんだよと話していたのです。自分の職場でも、候補者には選ばれたけれどもくじではずれることもあるし、もし当たったら、やった方がいいぞと勧めてはいるのですが、まだまだみんなによく知ってもらうべきだなと思っています。

5番

私は、転居した関係がありまして、函館地裁の管轄の地域には住んでおらず、宿泊が必要でした。午前中の選任手続で選任されて翌日から裁判ですよということで、午後はなんだろうという印象を持ちました。転居の関係で、遠隔地の人で飛行機で来ている方も確か1名いらっしゃいましたし、前に離島の方もいらっしゃったということで、できれば短い方がいいのかなと思います。今、話をされた木、金に選任手続をして翌週に裁判になると、ちょっとなかなかしんどいなという部分があります。職場の休みについては一応規定も整備されておりまして、制度上は取れます。ただ、仕事のやりくりの関係ではやはり実際上はつらい部分がありますので、このことから短い方がいいなと思いました。

6番

私は自営なので、ある程度スケジュールに関してはやりくりができます。4日間

というのも特に長いと感じなかったのですが、皆さんの意見を聞いて短い方がいいのかなと今ちょっと思い始めています。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。やはり間がちょっとあって心の準備とか段取りができる方がいいという意見と、勤務の関係で1日でも少ない方がいいという意見と両方あることが分かりました。これからさらに、当事者の方とも相談しながら、裁判所としても検討していきたいと思います。どうもありがとうございました。

【 冒頭陳述についての感想，意見等 】

司会者（笹野所長）

それでは、次に審理についての感想等に入っていきたいと思います。

実際の裁判の流れを思い出していただきたいのですが、まず、裁判が始まりますと、人定質問といって被告人が本人であるかどうかを確認して、その後、検察官による起訴状朗読、被告人、弁護人の罪状認否があり、引き続いて、冒頭陳述と言って、検察官、弁護人から、それぞれこの事件はどのようなものであるかについて、10分から15分程度の時間をかけて説明がなされます。検察官の方は、だいたいA4用紙1枚の模式図的なものを使い、弁護人の方は、弁護人ごとにやり方が違って、検察官同様にカラフルな模式図的なものや、箇条書きの形式のものなど、経験されたものによって形が違っていていると思います。この冒頭陳述によって、検察官、弁護人が主張していることが、どの程度ふに落ちて理解できたとお考えでしょうか。また書面の方式や、それをやる場所、自席か証言台の前かでいろいろな方法があると思いますが、その内容とやり方について経験された上で御意見があれば承ります。

1 番

検察官側の書類、弁護人側の書類はとても分かりやすく、裁判長も分かりやすく説明していて、素人の私でも分かったのですが、検察官側の言い分と弁護人側の考え方がこれほど違うものなのかというのは、正直、少し驚いたという感想がありました。

2 番

裁判自体が初めてのため、分からない言葉とか、どういうことがあったらという不安がありましたが、全くそのような不安は不要な感じで、検察官の方も弁護人の方も非常に分かりやすく、分かる言葉で説明していただいたので、事件内容は自分の中に落ちてきたというところはありませんでした。説明については、検察官側は非常に詳しく、図など分かり易く、見て結構分かりました。一方弁護人側は分かりにくかった。やはりその場で初めて見て、そこで事件のことを知る上で、その差が結構大きくあったのではと感じました。

司会者（笹野所長）

2番の方がおっしゃったようなことが正に今お聞きしたいところで、証拠調べに入る前に、実際に証人や証拠書類を取り調べる前に、それぞれ、検察官、弁護人が自分が言いたいことはこういうことだと言うわけですが、そのやり方にはいろいろ

なやり方があります。その辺のところをお聞きしたいのですが、もし差し支えなければその時の弁護人のどういう点が分かりにくかったのかということをお教えください。

2番

検察官側は図とかをいろいろふんだんに使って、見て分かるところが大きかったと思います。弁護人の方は文字が多くて、読み解いていかなければ分からず、その差が大きかったのかなと感じました。

3番

弁護人もそれなりに被告人をかばっていましたが、裁判官はこういった事情で放火をしたと事件内容をしっかり捉えていたと思います。非常に書類も分かりやすいように解説してあったので良かったと思います。

4番

両方とも、検察官、弁護人の応答が分かりやすかったと感じています。裁く側、かばう側と、例えば、ただ単に解釈した場合でも、そういう考え方の中で事件を進めていくのかなと、いい経験をさせていただきました。

司会者（笹野所長）

そうすると、検察官、弁護人のそれぞれが、その立場から事件の見方を提供できていたということでしょうか。

5番

自分が担当した事件では事実については争いがなく、情状をどのように感じるかが争点だったのかなと思いました。いろいろ弁護人も大変だったと思いますが、弁護人の組み立てたストーリーと、証人尋問での遺族の方、家族の方の証言とが食い違っている部分があり、被告人は地元で更生するとか、家族も受け入れるというストーリーでしたが、家族の方はそれはちょっとという証言になっていた部分がどうだったのかという感想を持ちました。

司会者（笹野所長）

そうしますと、冒頭陳述で示された弁護人の方の見方というのが、その後の証拠調べで齟齬していたということですね。

5番

そのとおりだと記憶しています。

6番

冒頭陳述から証人尋問まで、検察官側も弁護人側も非常に分かりやすいしゃべり方をしてくれたので良かったです。書類は、検察官側も弁護人側も形式自体は非常に似ていて、分かりやすい図で説明されていて良かったと思います。

司会者（笹野所長）

6番の方は2番の方と違って、弁護人側も模式図的で良かったということですか。

6番

デザインのどうかということはおいて形式的には分かりやすかったです。

司会者（笹野所長）

私の経験では、比較的、検察官は自分の席で立ってしゃべる、弁護人は証言台の

前に立ってしゃべる、人によってはうろうろしながらしゃべるとい人もいますが、その辺で何か感じることはありませんか。

5番

検察官の方は証言台のところで、たたいてみたり、実演されていて分かりやすかったと思いました。

司会者（笹野所長）

5番の方は、検察官も前に出てきて、身振り手振りを交えながらで、印象深かったということですね。あの方には特に感想はないということでしょうか。ありがとうございました。

【 当事者の立証の在り方について 】

司会者（笹野所長）

冒頭陳述が終わりますと次はいよいよ証拠調べということになります。取り調べる証拠は大きく分けると2種類あります。一つは証拠書類と言われるもの、これには供述調書であるとか、図面であるとかそういうものを含めています。また、証拠物、例えばナイフや凶器がある事件もあります。もう一つは証人あるいは被告人から法廷で直接話を聞くという2つの証拠方法があります。おおむねどの裁判でもこの2種類の証拠があります。順番としましては、どちらかというと先に証拠書類を調べて、その後で人の話を聞くことが多いです。皆様方は、しばらくは法廷で検察官が証拠書類を朗読するのを聞く時間があつたと思います。調べましたところ、長い方では2時間くらい、短い方でも45分くらいかかっていました。その間、集中を切らさずに聞くことができたでしょうか。あるいは退屈したとか眠たくなったということはありませんでしたか。

1番

1回しかやっていないことですが、自分の時の検察官ははっきりしている物の言い方で話し、聞き取りやすく、聞いていても意味が分かりやすかったです。特に長いとは思いませんでした。

司会者（笹野所長）

1番の方の事件は、今回おいでいただいた方の中で一番長くて、2時間近くかかったのですが大丈夫でしたか。

1番

そんなにかかっていましたか。そういうものだと思ったというのが本音です。

2番

自分の時もそんなに長いとは思っていませんでした。

3番

真剣に聞いていたというか。家庭内の事情の事件でしたので、どうしてこのようになったのかということを検察官が詳しく教えてくれたので、分かりやすく真剣に聞いていて時間が経つのが速く感じました。

4番

時間は、本当に一瞬でした。長いという感じではなかったです。流れがすごく速

いという感じで、あっという間に終わったので、別に長いとは感じておりません。

5 番

やはり緊張の度合いが違うのか分かりませんが、仕事の40分よりは全く短く感じて、被告人の方が目の前に居られて、その方の、ある意味、人生を左右する判断、ジャッジメントをしなければならないということは、やはり緊張感が違うのかなと思いました。今思い返しても、長い感は全くありませんでした。

6 番

初めての法廷で、始まったばかりなので、全然退屈することはありませんでした。実際短かったというのがあるのかもしれませんが、集中できていました。

司会者（笹野所長）

1 番の方は110分といっても、大体1時間位と45分位に分けて聞いていただいたのですが、その程度であれば皆様なんとかついていけるということですね。ありがとうございました。

司会者（笹野所長）

審理の分かりやすさについてお伺いしていきたいと思います。1 番の方が担当された事件では、被告人の精神鑑定をした医師に証人として出廷してもらい、被告人の精神状態について説明してもらいました。専門的な内容もあったと思いますが、証人尋問を聞いていただいていたいかがでしたか。

1 番

話は分かりやすかったのですが、個人的な意見を言うと、争点になった精神疾患の程度というのが理解できません。どのくらいまで分かっている、どのくらいまで分かっているかないかなど、心の病というものを最後まで凄く悩んで、今でも分からないところですよ。

司会者（笹野所長）

そうですね。精神的なものは裁判官にとっても非常に扱いにくい問題であります。我々は沢山の事件を扱っていく中である程度の勘が出てきます。そこは確かに裁判員の方にとっては非常にポイントになるところだと思います。1 番の方の事件については、実際に精神科の医師に来てもらい、話を聞いていただいたところですが、話を聞くのと精神鑑定書を出してもらってそれを朗読する方法と、実際にはこれは経験されていないので比較しにくいと思いますが、書面の朗読と実際の医師から話を聞くのとどちらが良いでしょう。

1 番

確かに難しいです。お医者さんが言うことは分かりやすいと言えば分かりやすいですが、この被告人の場合は、話を聞く上で善悪は分かっているんですね。善悪が分かるということが結局は罪の決め手になったのかなと、今でもやはり、精神疾患についてはお医者さんの話を聞いたからどうとかとはちょっと自分では分からないというのが正直な感想です。

司会者（笹野所長）

4 番と5 番の方が担当された事件については、被告人の家族が出廷し、被害者の家族でもある立場から、日頃の家族関係や当日の状況について証言してもらいまし

た。この事件についても、証人として話を聞くのがいいのか、書面を読み上げるのがいいのか、どちらの方が事件を理解する上で分かりやすかったと思いますか。

4番

自分は直接聞いていたので、書面よりは直接聞ける方が良かったと思います。

5番

家族の方の証言を聞いているときの被告人の様子を見たいところがありましたので、私としては書面よりは証人の方に証言をして頂いた方が、心証、自分の気持ちを固められるのではないかと思います。

司会者（笹野所長）

例えば、それが書面で出されるのと比べて具体的にどの辺が違ってきそうですか。

4番

被告人の目線がどこに行くかとか、被告人が不機嫌そうな顔になったり、申し訳なさそうになったりというところにおいて、例えば反省しているようであったり、今後やり直す、あるいはこのままふて腐れたままずっと堕ちていってしまうのかなというところが自分なりに気持ちが固まっていくのかなと思いました。

司会者（笹野所長）

事件の中身は違うのですが、2番と3番の方が担当された事件では、家族への不満が放火の動機に関係していたようですが、被告人の家族は証人として出廷することは拒否したため、供述調書が読み上げられました。4番と5番の方の意見を踏まえて、証拠調べの方法として法廷で直接話を聞いてみたかったことはありますか。

2番

被害者も被告人も同じ家族でしたが、実際に家族が来なかったことに対しては非常に寂しい、その事件に対して腹立たしいとの思いがあって、会いたくないとの気持ちは確かにあったのかもしれませんが、非常に寂しいというか、同じ家族として自分の親が起こした事件に対して向き合っていくべきなのかなと個人的には思っていた中で、家族がどのように思っているのかが、文書では出ていましたが、やはり生の声を聞けた方が良かったと思っていました。

3番

私も省みて、どこの家庭でもこのような事件は起こり得るなと感じました。お父さんも一生懸命定年の60何歳まで働き、一生懸命勤めてきたところ自分の居場所がなくなったということです。家族も忙しさにかまけてお父さんを仲間に入れてないとの感想を受けました。家族とはなんだろうかと、もう一度私も見つめてみたいなと思っております。

司会者（笹野所長）

6番の方が担当された事件では、犯行態様の一部に争いがありました。この事件では、被害者に別室に来てもらい、法廷と回線で結ぶビデオリンクという方法を使い直接話をしてもらいました。

また、被告人の親が情状証人として出廷しましたが、6番の方は被害者や被告人の親の話を聞いて、証人の尋問方法にどのような感想を持たれましたか。

6 番

被害者が直接法廷に顔を出している訳ではないですが、証言してもらうことにより、被害者の怒りというようなものが、多く伝わってきたと思います。

司会者（笹野所長）

被害者の被害感情がよく分かるということですね。

6 番

はい。

司会者（笹野所長）

被害状況についてはいかがでしたか。きちんと理解できましたか。

6 番

はい、理解できました。

司会者（笹野所長）

書面だけで取り調べる場合と比べるとどうですか。

6 番

やはり書類だけでは、読み取れないことが沢山あり過ぎたと思っています。

司会者（笹野所長）

そうすると、実際に来ていただくと、文書以外の情報があるということになるわけですね。

6 番

はい、そう思いました。

司会者（笹野所長）

実際に法廷に来ていろいろなことを話してもらうと、いろいろなことが出てくると思います。

例えば、2番と3番の方に担当していただいた事件では、被告人がいろいろなことを法廷で話したようですが、実際に被告人質問を聞いた感想はいかがですか。

2 番

突然意味不明な発言が出てきたりして、その辺で流れがどうなのかなという戸惑いが、あのときは多かったですね。

あの裁判においては医師は来ておらず、精神鑑定書が提出されていました。そして、この鑑定書には判断能力はあると書かれていたので、それを基に考えないといけない。それにも関わらず、裁判の中で突然意味不明な発言がなされたところが、ちょっと悩みましたね。

司会者（笹野所長）

逆に被告人質問をしなかったら、そういうところは出てこないですね。調書だけだと、ある意味で理路整然とした動機が語られるのでしょうけれども、それと比較していかがですか。

2 番

直接質問することでそのような言動が見られたので、被告人質問は大事だと思います。

そしてその時に、以前からそういうことは聞こえていたのかと直接本人に確認し、

被告人は過去にもそのような声は聞こえていたと答えていましたけれども、鑑定書のことであって、そこはちょっと悩みました。

司会者（笹野所長）

被告人が法廷で変なことを言い出して、それが鑑定書から伺われる経過と違うため、鑑定書の信用性の判断は、難しくなってくるということですかね。でも、おっしゃることは、そのような状況を、目の前で見ることができたのは良かったということですね。

では引き続いて、精神鑑定書を調べたということなので、1番の方の質問と関連してお聞きしますが、鑑定書で調べる場合と、実際に医師に来ていただいて質問する場合について、比較できないところですが、どのようにお考えですか。

2番

病気に関しては、一般人は知りませんので、医師が来ることで裁判員から確認できる機会ができると思います。書面だけで判断能力がないとされてしまうと、それでしか判断が出来なくなってしまうので、実際に医師に来ていただく方が、裁判員としてはより判断しやすいのかなと感じます。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。3番の方も同じ事件に関与していただきましたが、何かございますか。

3番

2番の方が話されたことと大体同じですが、被告人が初犯ということもあって相当緊張していたと思います。いろいろな質問がありましたけれども、人間緊張しすぎるとああなるのかなと私は思ったのです。笑っているという症状がありました。

被告人の話には、意味不明なものがありました。精神鑑定をしたようですが、非常に不明な点がありました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。各々証拠書類の取り調べや、証人尋問、被告人質問を聞いていただいて、感想を述べていただきました。

証人尋問にしても被告人質問にしても、検察官からいろいろ質問をした後、弁護人から質問する、あるいは逆に、弁護人から質問した後、検察官から質問する、場合によっては裁判官あるいは裁判員から質問していただくという手続で証人尋問や被告人質問は進んでいきますが、検察官、弁護人の質問の仕方は上手ですか。分かりやすかったですか。

証人や被告人から話を引き出す際に、上手く引き出せているなど感じましたか、あるいはもう少しこういう聞き方があるのではないかとか、回りくどいのではないかとか、分かりにくいとか、いろいろ聞いておられるとその都度感じられるところがあると思うのですが、率直な感想をお聞かせいただきたいのですが、1番の方いかがですか。

1番

担当した事件の被告人は、一切感情が出なかったんですね。最初から最後まで、表情一つ変えず、喜怒哀楽がないというか、怒ったような感情でもないし、心の障

害なのかも知れないですが、一切、それが見えなかったです。

こちらの質問と被告人の答えに食い違いがある中で、弁護人の聞き方がちょっと分かりづらい所はありましたね。質問の仕方がはっきりしないところがありました。

司会者（笹野所長）

2番の方いかがですか。

2番

質問の仕方が悪いとか、分かりづらいことはなかったと思いました。

司会者（笹野所長）

3番の方いかがですか。

3番

テレビのドラマとは違い、冷静な判断でお互いにやりとりしていました。被告人に対して、検察官も弁護人もそれなりに冷静な態度で質問していたと思いました。

司会者（笹野所長）

4番の方いかがですか。

4番

被告人が障害を持っていましたが、検察官の取り調べの中で、全然反省の色が見えないんですね。ただ、淡々と質問を聞いている。そういうところが、どうかなと思いましたね。

司会者（笹野所長）

弁護人からの質問については、どうでしたか。

4番

話の中で聞きましたが、あくまで弁護人の話であって、それは本人の反省の弁ではないと思って聞いておりました。

司会者（笹野所長）

そうしますと、弁護人としては、その辺を聞き出そうとしたけれども、被告人の応答としては十分それが出てこなかったと感じられたということでしょうか。

4番

はい、そういうことです。

司会者（笹野所長）

5番の方いかがですか。

5番

4番の方と同じ事件でしたが、被告人が感情を表に出さないなという印象を持ちながら、検察官や弁護人の質問を聞いておりました。弁護人はやりづらかっただろうなという印象を持っていました。弁護人はやれることはやっていたと思いました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。6番の方は、先ほどの話にも出ましたけれども、被害者に対して、まず検察官が質問して、弁護人が質問する流れで進んでいたと思いますが、それぞれの、被害者からの話の引き出し方について何か感じられたことはございますか。

6番

質問の仕方が分かりやすかったと思いました。答える側、つまり被害者も被告人も、質問されたことにはきっちり答えていたので、質問自体が分かりやすかったのだらうなと感じていました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。皆様のお話を聞いておりますと、函館の検察官も弁護人もなかなか優秀なようで、話をきちんと引き出したということですね。

私の経験でも、しっかり引き出すことが多いのですが、中にはこういうことを言わせたいという感情が先立って、そういう尋問になってしまったりすることもありましたが、そのようなことはなかったということが分かりました。

ここで、今までの話について、感想を当事者から聞いてみたいと思います。

佐藤検察官

2番と3番の方にお聞きします。

被告人の意味不明な発言があって戸惑ったというお話がありましたが、その発言は公判で突然言い出しました。起訴前の取り調べ段階、つまり、調書を作成している段階ではそのような発言はなく、全く別の動機を供述していました。

公判で突然意味不明な発言をしたときに、被告人が、捜査の段階ではどのような発言をしていたかということを知りたいとは思いませんでしたか。

また、仮に、捜査の段階で作られた調書が証拠として提出されていたら、それは多少なりとも心証の形成に影響しましたか。

2番

調書にはそのようなことは書かれていなかったもので、調書を作成している段階ではそのようなことはなかったのかなと思いました。また、高齢の方でしたし、拘置所に約90日入っていましたから、環境の変化で多少なりとも精神的な変化があつて、公判でそのような発言が出てきてしまったかも知れないなと思いました。

公判の時の症状で判断するのではなく、実際に事件を起こした時の状況で、それを裁かなければいけないという点には注意しました。

裁判中の発言には戸惑って、評議室に戻ってから、どうなんだろうという話になりましたが、調書にはそのようなことは一切書かれていなかったもので、そこで判断しました。

司会者（笹野所長）

葛西弁護士、何かありますか。

葛西弁護士

冒頭陳述については、分かりやすかったとの評価を多くいただきましたので、これからもそのような書面を作れるように努力したいと思います。

尋問についてですが、出てきてもらっているいろいろな質問できた方が良かったという話がありましたので、今後考えていきたいと思います。

被告人質問については、想定外のことが起こることも多々あるので、そのことも踏まえて分かりやすい尋問を心がけていきたいと思います。

佐藤裁判官

裁判員の皆様には、尋問の内容を御理解いただけているようでしたので、裁判官

として安心しました。

葛西弁護士から、想定外との発言がありましたが、目の前で話を聞くということが、裁判員にとって、非常に重要であることが分かりました。

今後の審理の参考にさせていただきたいと思います。

【 論告・弁論について 】

司会者（笹野所長）

証拠調べの後は、検察官の論告と弁護人の弁論です。証拠調べを踏まえた上で、検察官と弁護人の双方から何年の刑が相当かという求刑意見が述べられたと思います。

検察官や弁護人としては、量刑を考える上で、どこが重要な点であるのかを指摘した上で、どうして懲役何年という求刑になるのか、道筋が分かるように工夫して説明していることと思いますが、聞いていて分かりにくいということはありませんでしたか。

順番を逆にして、6番の方いかがですか。

6番

どのくらいが妥当かということは、その時点では分かっていなかったのですが、懲役何年という求刑がどうなのかということは分かりませんでした。その一方で、説明の仕方は大変分かりやすかったです。

5番

私が担当した事件においては、弁論の際に弁護人から新しい書面をいただきました。傷害致死では何年から何年で、何年が本件では相当であるという資料です。

しかし、正直なところ、何年から何年のうちの、なぜ何年となるのかという点が、分かりにくかったという印象でした。

4番

同じ事件を担当しましたが、刑はどの程度の刑に値するのかということを知ってみたいところ、過去の例を参考にしているということでありましたので、それに近い刑なのかなと捉え、理解しました。

3番

検察官からは、求刑について、このような理由で何年の刑が相当ですという説明がありましたし、弁護人からも数字が出されました。我々としても戸惑いはありましたが、非常に分かりやすかったと思います。

2番

説明に関しては、特に分かりにくいとは感じませんでした。

1番

この点に関しては、双方の意見、とても分かりやすいと感じました。

司会者（笹野所長）

評議においても、刑としては何年だという説明や意見を組み立てるのは難しいですよ。そのため、論告・弁論の段階で、そこを確実に理解するのはなおのこと難しいと思います。

もっとも、その前提として、検察官や弁護人の主張が事実に基づいているのか、論理的に説明できているのかということが問題になりますが、皆様が担当された事件においては、おおむねその説明ができていたということですね。

【 評議についての感想・意見等 】

司会者（笹野所長）

評議に移っていきたいと思います。評議の詳しい中身についてはお伺いすることはありませんが、まず第一に皆様の御意見を十分にお話しいただくことができたかどうかというところを一番お聞きしたいと思っております。実際に評議に参加しての感想ということです。例えば、裁判官の意見に引きずられたという思いはないのか、量刑グラフを見てどうであったとか、また、逆に裁判官ももう少し意見を言っているのではないかとか、いろいろな感想があると思います。自由にお出しただいたらいかがでしょうか。

6 番

先程の話の続きのような感じになってしまいますが、この段階で初めて刑を確定するためにどのような考え方をすればいいのかという詳しい説明が受けられたので、とても面白かったです。

5 番

評議に関して、裁判官の方が自分の意見を最初述べるのではなくて、裁判員に発言を促すような感じで進められていたので、非常に有り難く感じました。また、量刑データベースがすごく分かりやすく、いろいろな条件でデータを出していただいたので大変参考になりました。

また、傷害致死というのは結局殺人と傷害の間だったり、あるいは暴行があったりするのかなという、その一連の流れの中の刑罰がどこからどこまでのレンジなのかという話を尋ねたところ、明快に答えていただけたので非常に助かりました。

4 番

本当に評議という中で、自由に自分達のいろいろなことを話ができるというのは、評議というのはすごいなという印象です。裁判官や他の方も入った中で、自分の意見も言える、又は他の人の意見も聞けるということで、非常に評議というものは重たいものだなと感じました。その中で判決が下されるということで、評議というのは裁判員に選ばれた中でも一つの山なのかなと思いました。

司会者（笹野所長）

4 番の方は、意見が言い足りなかったとか、もう少し言わせてもらいたかったとかそういう所はございませんでしたか。

4 番

今考えればあったのかなと思いますけど、初めてなものですからそこまでしか言えなかったのも、後から考えてみると、まだまだ言ってみよう、聞いてみたい、自分の意見を突っ込んで言ってみようかという気持ちはあります。

司会者（笹野所長）

例えば、本当は言いたかったのに時間が足りなかったとか、あるいは裁判官に抑

えられたとかそれはいいですか。

4番

はい。

司会者（笹野所長）

3番の方はいかがですか。

3番

裁判員がいろいろ意見を交換しまして、裁判長と裁判官も含めて全員でいろいろ討議しまして、妥当かどうかとか、何年がいいのかとか、中身の濃い評議だったと私は思っています。

司会者（笹野所長）

2番の方はいかがですか。

2番

評議については、非常に話しやすい雰囲気でしたが、刑を決めるわけなので真面目にやらせてもらいました。裁判官の進行が上手で、お互い意見を率直に言い合えたかなと思います。刑に関してもデータベースがありまして、それを参考に全然かけ離れた刑にならないようにやることができたので、良かったかなと思います。

司会者（笹野所長）

1番の方はいかがですか。

1番

私の時の裁判官も、裁判員の話が一番最初に良く聞いてくれて、それをまとめてくれるという形で進行し、途中でデータによる前例というものも出していただきましたし、とても活発に意見交換できたと思っています。

司会者（笹野所長）

先ほど論告弁論のところ、検察官、弁護人がそれぞれ重要な量刑要素として主張した、自分達が重要と考えるところを主張しているということをお伺いしましたが、そこで主張されたこと、弁護人、検察官が言ったことがそれぞれどのような意味を持つのか、それが評議の場で十分生かされているという感想をお持ちでしょうか。それともあまりそこは生かされずに別の観点からの話になってしまうとか、要するに論告弁論でそれぞれ当事者からこういう点が大事だ、だからこうだという主張がなされるのですが、評議でうまくかみ合った議論ができる提供材料になっているかどうかということになるのですが、何か御意見はございますか。2番の方はいかがですか。

2番

そうですね。出された中身を基にはもちろん評議させていただいて、その中で裁判員と裁判官で裁判の中で得た印象を、かみしめながらやっていたと思います。

司会者（笹野所長）

2番の方の御意見では、論告弁論の主張というのがかみ合っただけで生かされた形で素材提供になっているということでしょうか。他の方は何か御意見ございますか。

5番

私が担当させていただいた事件については、事実関係に争いがなかったものから、情状の部分だけということで、検察官、弁護人がそれぞれの情状理由というものを踏まえた中で自分達の経験というものを中心に議論されていたと記憶しております。

司会者（笹野所長）

6番の方に担当していただいた事件では、犯行態様の一部に争いがあったということで、被害者の証人尋問をしたのですが、その評価についての、検察官、弁護人の意見は評議の場でうまくかみ合って生かされましたか。

6番

そうですね。自分達なりに結論をまとめるために役に立っていたと思います。

司会者（笹野所長）

この点についても、おおむねどなたの御意見でも論告弁論が生かされていたということですね。論告弁論と評議の関係を含めて、検察官から何か御意見はありますか。

佐藤検察官

今お話を伺うことができ、自分達が伝えたいと思っていることが伝わっている部分もあり、まだ頑張らなければいけない部分もあるのかなと思いました。特に、求刑が6年だったらなぜ6年になるのかという部分、具体的な数字を導く部分については、もう少しいろいろ工夫する余地があるのかなと感じました。

葛西弁護士

最後の評議のところ、もっとこうの方がいいのではないかという御意見がなかったのも、もしかしたら我々も一生懸命考えて作っているところを、一定の評価をいただけたのかなと嬉しく思っていますし、それ以上にもっとより良く出来るようにしていけたらと思います。それとは別に、例えば、弁護人の活動の中で印象に残っていることを教えていただきたい。いい意味でも悪い意味でもいいのですが、ここはというのがあれば今後の一番参考になると思いますので、教えていただきたいと思います。

司会者（笹野所長）

難しいかも知れませんが、1番の方から順番にあれば一言ずつどうぞ。

1番

そうですね、難しいですが、弁護人は弁護人としての立場で言うのですが、私の場合は、きっと被告人が本当につじつまが合わなかったのも、聞き出し方とかを一生懸命されても、事件が事件だっただけに弁護人としてもやりづらそうな感じは受けました。

2番

被告人が違うことを言い出したりとか、突然声に出さず笑顔になってしまったりとか、弁護人は、少し大変だったのかなというところはありましたが、大きく何かというのはなかったです。

3番

出来れば弁護人にはお願いがあります。残念に思うことは、家族の方を証人とし

て出してもらい、いくらかでも弁護に役立ててもらえればと私は思いました。

4番

自分は一方的な暴力の中で起きた事件だったため、弁護しづらい面が非常に多かったのかなと思います。逆に、弁護する部分があるのであればまだ良かったのだらうと思いますが、認知症を罹っている自分の親への暴力ということで、弁護をしづらい面があったのかなと感じました。

5番

4番の方が言われたとおり、非常に条件が悪い中、ひたむきに弁護しようとしている姿勢はすごく伝わってきたと思っています。やはり被告人がなかなか応えてくれなかったのかなと思っておりました。

6番

弁護人の仕事は被告人の刑を軽くする事だと単純に考えてしまった場合には、私の参加した裁判では全くその効果がなかったと思います。

司会者（笹野所長）

参考になったでしょうか。佐藤裁判官、いかがですか。

佐藤裁判官

評議については、非常に皆様好意的といいますか、積極的な評価をしていただいて裁判官としては非常に安心しましたが、今後もなお一層分かりやすい、話しやすい雰囲気を目指して頑張っていければと思います。

【 守秘義務について 】

司会者（笹野所長）

守秘義務につきましては、裁判員裁判のときにもお話しましたし、先ほども、前もって御説明いたしましたが、裁判官から説明をするときは、自由に意見を出していただくため、それから裁判員一人一人の安全のためなどと説明していますが、中には、守秘義務があるために、国民に中身が伝わらないのが困るのではないかとか、あるいはそれがかえって裁判員経験者に、あるいは裁判員に、大きな負担になっているのではないかという意見もございます。いろいろな考え方があると思いますが、この点について一言ずつ、守秘義務についてどのような感想をお持ちなのかお話しただきたいと思います。

1番の方向かございますか。

1番

もちろん理解はできますが、どこまで家族や友達に話すかというのは、ここまではいいけどここからがだめという線引きが難しい。人間ですから、ここまで言ったらこれも言いたくなってしまうというのがあるので、私は、どちらかというと言わなかった方です。

裁判員をやったということは言っていていいと言われていました。でも。これを言ったらこれも言ってしまうそうということがありましたので、今でもできるだけ言わないようにしています。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。

先ほども言いましたが、裁判官は、皆さんには守秘義務があり、特に、評議の中で誰が何を言ったかという評議の中身、それから、当事者のプライバシーに関わることは言わないでいただきたい、ただし、裁判員裁判を務めていただいている感想であるとか、法廷で見聞きしたことについては、お話いただいて結構ですと説明していると思いますが、具体的な線引きが難しいと感じられたということですか。

1 番

線引きは分かるのですが、やはり女友達だと、言ってしまいます。向こうも聞きたがる場所があるので、余計なことは言わない方が得だという判断をしました。

司会者（笹野所長）

2 番の方いかがですか。

2 番

守秘義務に関しては、守れたというか、自分の仕事も守秘義務がある仕事なので、それに関しては特にストレスになるようなこともなかったです。特に、仕事を何日間か連続で休んだので、そのことに関してなぜ休んだのかということを出て行ったときには、それなりに話さないといけないところもありますので、裁判員としてやってきたということは、話をしました。

司会者（笹野所長）

特に負担であるとか、困ったようなことはありませんか。

2 番

特にそんなに困ったようなことはなかったです。

司会者（笹野所長）

3 番の方向かございますか。

3 番

周りに60代の人間が多いものですから、多少暇な人間が多いのですね。そのため、パークゴルフの際に、裁判員ってどういう内容かと聞かれることがありまして、非常に困った面もありました。

司会者（笹野所長）

4 番の方いかがですか。

4 番

守秘義務はあって当然だと思いますし、それをきちんと守っていかなくてはならないし、自分もあえて周りの人に、裁判員裁判に出たとはあまり言っていないわけではなく、ただ、家族に対しては話しております。

司会者（笹野所長）

5 番の方いかがですか。

5 番

私の職場も守秘義務がある職場であり、また、この裁判員裁判について、職場内での関心が高いです。守秘義務については特にストレスになっておりません。

司会者（笹野所長）

6 番の方お願いします。

6 番

私も、守秘義務に少しは関係している立場におりますので、もともとそれを人に話そうとか、それを聞きたがる人が周りにいないというのがあります。一方、裁判のシステムや進行のやり方については人に話したくてしょうがないのですが、すごく良い経験をしたと思っているので、是非人に聞いて貰いたいと思っています。

もちろん、守秘義務の部分に関しては全く話す気はありません。

司会者（笹野所長）

はい、ありがとうございました。

【 これから裁判員となられる方へのメッセージ等 】

司会者（笹野所長）

それでは最後になりますが、裁判員を経験された上で、これから裁判員となる方へのメッセージ、励ましでも、気持ちの点でも結構ですので、何かメッセージをいただければと思います。

1 番の方いかがでしょうか。

1 番

正直、例えば私みたいな本当に何も知らない素人が裁くことは、被告人の人生とかその家族の人生も決めてしまう気がして気が重いというのが、選ばれたときの感想でした。しかし、やってみていろいろな方の意見とか、例えば新聞で殺人事件を見ても、懲役何年とあるが、本当はこういうふうに、一つ一つ真に、人の気持ちや心まで読んで裁いているのだということが分かって、人の意見を聞くということで学ぶことも沢山あり、自分としてはプラスになったと思っています。

裁判所は、普通に考えると敷居が高い場所ですが、是非、選ばれたらやっていただきたいなと思っています。良い経験をさせていただきました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。2 番の方お願いします。

2 番

受ける前はどんなことか全く分からず、一切情報も入ってこないもので、すごく不安であるとは思いますが、実際にやらせていただいたら、分かりやすいですし、いろいろな自分の勉強にもなりますし、非常にやってみて良かったというのが自分の感想です。そんなに堅くならず、やっていただければ、自分のためにもなると思うので是非やっていただきたいと思っています。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。3 番の方お願いします。

3 番

私は、人を裁くということは、非常に難しいなとつくづく感じました。

身近な問題でこういう事件があったら、どんなことが今後起きるのだろうと思いますが、多くの人にこの裁判員裁判を体験してもらい、何かの役に立ってもらえればと私は思っています。

もっと若い人になってもらった方が良いのではないかと考えております。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。4番の方お願いします。

4番

当たったのであれば、自ら進んで受けていただきたいと思います。やはり自分で事件に携わってみて、自分の意見が言える場があるので、きちんとその場で言えるということで、是非参加してもらいたいと思います。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。5番の方お願いします。

5番

もし選ばれたときには、自分は分からないのではないかと感じて尻込みされる方も多いのではないかと思います。その分からないという感覚こそが求められているところなので、是非とも参加していただいて、経験値を上げて、自分のレベルアップを図っていただければと思っております。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。6番の方お願いします。

6番

義務感というよりは、全くの好奇心の方がはるかに勝る状態で今回務めさせていただいたのですが、自分がもしやりたいと思っても、くじ引きなので、誰でも出来ることではないので、もしこのような話があれば、積極的に皆さん参加されたいと思います。貴重な体験ができました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

本日は、裁判員経験者の皆様から貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。いただいた御意見をもとに、今後も裁判員裁判をより分かりやすく、適切に運営できますよう、法曹三者において協力し合い、努力していきたいと思っております。

長時間ありがとうございました。これで意見交換を終わります。

【 記者からの質問 】

NHK

貴重な御意見どうもありがとうございました。最初に代表としてお聞きしたいことが3点ありまして、まず1点目ですが、審理するにあたって話が分かりやすいなどの意見があったと思いますが、どのような点で悩まれたのか改めて1番の方から順にお聞きしたいと思います。

1番

やはり何年というのを決めるにあたって、それぞれの意見がある中で、その被告人の気持ちやその携わった人たちの気持ちのほかに、家族の手紙がありました。その兄弟からの手紙の内容が衝撃的だというのがあり、今でも忘れられない話でした。その点において、被告人だけではなくその周りの人の気持ちをすごく悩みました。

2番

悩んだというところでは、先ほども何回か話にありましたが、裁判中に突然全然違うような話が出てきたというのがすごい悩みましたね。目の前にいる人の言動に目が行きがちですが、そうではなく、事件当日の状況を考えなくてはいけないというところで、大変というか悩みました。

3番

私の場合は、論告求刑のときに、本当にこの被告人に対してこの求刑が正しいのか悩みました。というのは、周りを取り囲む家族の方々が、本当に被告人を擁護していたのかとか、そのような取り巻く人たちの援助がもっと必要ではなかったのかなと思って、いろいろ裁判員の人たちとも裁判官とも協議しましたが、本当にこの人への求刑が正しいかどうかというところで悩みました。

4番

自分が感じたことは、裁判所に判決を言い渡されたときに、重い軽いというのは別にして、その被告人が、自分の親をそこまで至らせたということを、深く深く反省してほしかったなと思います。重い軽いというのは別にして、それが9年であろうが5年であろうが別にして、自分を育ててくれた親をそういうふうにしたということを反省していくべきだなと思いますね。

5番

罪は罪として償うべきだと思いますが、私の裁判員裁判は、家族間の暴力で親が死んだという事例でした。何回か周囲に対してSOSは出ていたと思うのですが、もっと早い段階で救えたのではないのかという部分について、悩みとは少し違うかも知れませんが、深く考えたことがございました。

6番

私の参加した裁判では、被告人と被害者の意見の食い違いがありましたが、多少の食い違いがあっても、それぞれの立場に立って考えれば、どこかに共感できる部分があるはずだと私は初め思っていました。しかし、それが当てはまらない、どちらがどうというのは言わないのですが、あまりにも考え方が読めない意見というか証言があったので、それが戸惑いになりました。

NHK

どうもありがとうございます。続いて2点目ですが、先ほどお話しにもありました守秘義務についてです。秘密を守らなければいけないということに関しての精神的な負担について改めてお話が出ていなかった1番の方と4番の方と6番の方に精神的な負担があるかどうか、お聞きしたいと思います。1番の方からよろしいですか。

1番

そうですね、言わなければ余計なことも言わないという私の方針でしたので、裁判員をやったこととかの感想は言いましたが、他のことに関しては正直に言って猟奇殺人でしたので、私的にも数点思い出したくない点がありました。そのため、あえてそこには触れない、人には言わないで来ましたが、守秘義務について特にストレスとかはなかったです。

4番

私も守秘義務はあって当然だと思います。それが自分の負担になるとか重荷になるとか一切ありません。やはり家族間であっても一線を引き、これは人に言っていないこと悪いこと、それはあって当然だと思いますので、守秘義務というのは、きちんと線を引いた中でやっていくべきだと思っております。

6番

特に負担には感じていません。どこからどこまで言うてはいけないかというのも、自分なりにきちんと線引きが出来ていると思っております。

NHK

どうもありがとうございます。3点目、最後の質問になりますが、改善すべき点など、裁判員制度への提案があれば是非教えてください。6番の方からよろしいですか。

6番

私は特に不自由を感じていなかったもので、今、改善点というのは思い浮かばないです。

5番

裁判員裁判制度が出来て、もう4年経過して、運用もその都度改善されてきているようでしたので、ここをこのように直すというところは特に感じませんでした。

4番

自分も特に改善すべき点というのは、今のところ思いつきません。

3番

3日間の体験だったものですから、ここを改善しようとかそのようなことまで思いつきませんでした。

2番

非常に分かりやすい運営でしたし、裁判員制度自体は特に問題なかったと思います。周りの人たちの中に、「あれ、そんなのあるの。」という人がまだ結構いますので、いろいろアピールをしていると思いますが、まだまだ一般の人たちには分からないような点が多くあるのかなと思います。また、やってみないと分からないところがありますので、もう少しみんなが知るような取組が、もっと必要なのかなとは感じています。

1番

私は主婦で、もう子供も大きいですし、別に何も問題はないのですが、例えば一緒にやった人たちの中でパートで働いている方や、子どもの小さい方がいろいろ家族とか職場に連絡するのを見て、困ったというのを聞いて、必要なのは職場の理解であり、それがもっとあると皆さん受けやすくなるのかなと思いました。

NHK

どうもありがとうございます。それでは会社別に質問を募りたいと思います。朝日新聞、お願いします。

朝日新聞社

皆さんの終えられた感想として、すごくやってみて良かったという感想が多かったと思うのですが、裁判員裁判というのは今までやったことがないことで、しかも

扱う事件も殺人事件などで、日頃見ないような写真を見たり、人の人生を決めるといふ、自分がこれまでしなかったことをやらなければいけないという場面もあったかと思うのですが、やってみて良かったという感想と別に、やってみて今の時点でも、例えば自分が気になっていることとか、思い出したくないなと思う時があるとか、何かストレスになっていることがあるといったものが何かありましたら教えてください。もし、そういうものがありましたらそれを軽減するために、何かこういうサポートがあったらいいなという考えも教えて欲しいと思います。

1 番

私は、親を病気で亡くした後の親殺しの裁判でしたので、正直結構つらかった面はあります。どちらにも同情する点は多々ありましたが、本当に親を殺すという最初思っていたものより重たいものを裁かなければならないということと、やはり親というものへの思いを、後から思い出して苦しむことはありました。けれども、それはそれとして、冷静に判断して乗り越えたつもりです。

2 番

自分の担当した事件は、亡くなられた方はいなかったもので、受けた時に殺人ではなくて良かったなというところはありません。それでも、先ほど言われていたように人生に関わるといふところで、判決を言い渡した時の被告人の顔はしばらくたっても忘れられない、その人の人生を変えてしまったといふところで、しばらくは頭の中に残っていることがありました。自分の引き受けた裁判の中で、自分達の決めた判決なのでそれは受け止めようといふところと、ストレスに関しては、確か、受けた時点で、サポート支援センターがあり、電話相談でのサポートをしていただける、実際に使ってはいないですが、何かあったらそのようなサポートを受けられる態勢は執られていたので、良かったのではないかと思います。

3 番

私の場合は、2番の方と同じ事件でしたが、まず、今、被告人はどうしているかな、元気かなと思うのが一つと、放火事件などをたまに新聞、テレビなどで見ると、あの時ああいうことがあったなといふことを思い出します。家族の方もどうしているかな、あの刑で良かったのかなといふことを考えています。

4 番

自分の場合は、裁判をして、判決を受ける時に、家族が来ていた中で、本人にきちんと、家族に頭を下げてほしかったなといふことはありますが、自分自身はその事件においていろいろな経験をした中で、別に負担になっているといふことはありません。

5 番

人生を決める行為で非常に重いものだと思っておりますが、そう思うときに、まず自分一人で決めたのではない、9人で決めたのだといふところと、第一審であって、まだ高等裁判所もあると考えるようにしております。自分も親ですので、自分に置き換えて考えたときに、少し悩む部分もありますが、それは自分のこれからの生き方をこういうふうにならないようにしようとプラスに考えていきたいと思っております。今あるカウンセリング制度を、もし心配な人は積極的に使って

いただければいいなと思っています。

6 番

私の担当した事件も殺人ではなくて、結果的に軽いケガで済んだ事件でしたので、ストレスというのはあまり感じませんでした。

NHK

今回、裁判員経験者の方が集まって意見交換をしたのですが、意見交換の場を通して法曹三者の方も集まり、このような機会はあまりないと思うのですが、今後こういったことを裁判員裁判で活かしていただきたいというような、自分の経験から何か提案できること、裁判員裁判を経験した事を通して、今後もっと裁判員の方にこういったことをしてあげたりですとか、心のケアをしてあげたいですとか、提案として何かありましたら教えていただきたい。

司会者（笹野所長）

要するに裁判員を経験された経験を誰かに提供するとか、その方法について、この経験を生かす道はないかということですか。

NHK

この意見交換会の場に出された意見など、他の人の意見も聞いて、今後は是非裁判員の方にこういったことをしてほしい、法曹三者の方に対してもそうですが、裁判官の方ですとか弁護士の方、検察官の方と今ここで会えているので、今後こういったことをしたらいいのではないかという提案があれば、是非教えていただきたい。

司会者（笹野所長）

裁判官、検察官、弁護人に対する注文ということによろしいですね。

NHK

そうです。お願いします。

1 番

前にも言ったかもしれませんが、裁判所はそんなに敷居も高くないですし、本当に皆さん親切で素人にも分かるように答えてくれました。ただ、普及というかまだ分からない人もすごく多いので、メディアとかを使って裁判員裁判はそんなに怖いものではないということを伝えられたらいいかなと思います。

2 番

今後に向けてということですが、先ほども話していたと思いますが、裁判員制度が始まってすぐの頃は結構テレビなどで見る機会がありましたが、何年か経ちまして、そのような情報が一切入って来ないですし、仲間に話をしたら、「そんなものあったの、まだやっていたの。」という感じでした。熱が冷めてしまうとあまり報道されないというところがありますので、裁判員裁判があったということを報道していくことが大事だと思いました。

3 番

今2番の方が答えられたように、メディアに、裁判員制度の内容のPRをしていただければ、もっと理解してもらえるのではないかと思います。

4 番

以前にテレビか何かで見たのですが、裁判所が開放され、実際に子ども達が検事、

弁護士等になって裁判を行う行事を見たことがありました。もっと報道関係の力を
使って広げて行ってほしいと思います。

5 番

裁判を検察官と弁護人の勝負の場と考えた場合、裁判員裁判になると素人に対し
て説明する分だけ手間もかかっている。そうすると、組織をバックにしている検察
官の方が有利であって、弁護人の方については割けるリソースというのも限られて
くるし、また連日裁判員裁判に拘束されるので、その間、他の仕事をする時間が確
保できなくなってしまう部分もあり、いろいろ不利な部分もあると思います。です
から、何らかの形で弁護人の方に公的なサポートができる仕組みができたらと考え
たことがあります。

6 番

これから裁判員になる方に対する意見ですか。

NHK

それでも構いません。弁護士や検察官、裁判所の方に、次期選ばれる人にこんな
事をした方がいいんじゃないかとか、自分の経験を踏まえて提案などあれば教えて
いただきたい。

6 番

それは特にはないです。意見も提案もないです。

NHK

ありがとうございます。最後にもう一点伺いたいのですが、今回裁判員を経験さ
れて日常生活が変わったということがあれば教えていただきたい。例えば、他の地
域で起きたニュースなどによく目を通すようになったですとか、日頃あまり見てい
なかった新聞やテレビをよく見るようになったとか、日常生活が変わったという事
があったら教えていただきたい。

1 番

裁判の最中は、家に帰っても、この裁判の事を考えているような数日でした。今
時間は経ちましたが、やはり新聞や報道でこういうニュースを見るたびに、一つ一
ついろいろなことを加味して決められているのだなということが忘れられないこと
になりました。

2 番

生活自体が大きく変わったということはありませんが、テレビ等を見て、事件が
あるたびに、その背景だとか、そういったことを考えるようになるきっかけになっ
たと思います。

3 番

テレビや新聞で事件の方に目がいくようになりました。実際、この人は事件を起
こして何年の刑を受けるのかなとかを考えるようになりました。あとは特に変わっ
たところはありません。

4 番

自分も特に変わったところははありません。ただ、やはり、新聞とかで見ると、ど
うしてここまで至ったのかなと考えるようにはなりました。

5 番

自分も特に変わったところはありませんが、より一層、親孝行をしようとか子どもに優しくしようとか思いました。

6 番

私も特に変わったところはないのですが、事件の当事者である方と年齢の近い人に注意を促したりしたことがあったかもしれません。

NHK

今日は貴重な時間を割いていただきありがとうございました。